

国際的租税回避と課税情報交換の役割

柳 下 正 和

目 次

- はじめに
- I. グローバル化と国際的租税回避
 - 1. 貿易と投資のグローバル化と租税競争
 - 2. 多国籍企業による租税回避の手段
 - 3. 有害な租税競争と国際的租税回避
- II. 国際的な資本移動と課税情報の交換
 - 1. 国際的な資本所得課税と情報交換
 - 2. 国際課税と情報交換
- むすびにかえて

はじめに

世界規模での市場の統合は、資本の可動性を高める。貿易や投資を通じて、こうした資本の移動は行われる。資本の移動に関しては、輸送通信技術の発達にともない、国境を越えることが容易になっている。可動性の高い資本を引き付けるために、世界中の各国は、資本に対する税率を引下げたり、優遇措置を設けたりするような租税政策を展開する。資本に対する租税優遇措置は、課税ベースの浸食をもたらす税収を減少させる。国際競争力の強化といった自国の利益のために設けた租税優遇措置が他の国の経済に不利な影響を与えることも貿易と投資のグローバル化によってもたらされ、問題になっている。なぜなら、これらの措置が国際的租税回避に利用され、課税ベースが浸食されるからである。

上記のような問題を解決するために、経済協力開発機構（OECD）では、「有害な租税競争」の報告書の中で、タックス・ヘイブンと有害な租税特別措置を取り上げ、その撤廃に乗り出している。そこで、本稿では、まず「有害な租税競争」の議論と多国籍企業の国際的租税回避の手段を整理して、それに対する対抗策の考察を行う。次に、資本所得に関する課税情報の交換の役割を明らかにし、課税庁間での課税情報の交換の枠組みに関して検討を行う。

I. グローバル化と国際的租税回避

1. 貿易と投資のグローバル化と租税競争

貿易と投資のグローバル化が加速すると、国家間の課税関係が根本的に変化する。国際的な商業取引と投資についての課税によらない障壁の除去や経済統合は、国内の租税政策が他国に与える潜在的な衝撃をかなり大きくする。表1は、民間資本投資のネットのフローの推移を示したものである。直接投資に関しては拡大を続けているものの、投資全体及びポートフォリオ投資は、アジアにおける金融危機や同時多発テロが引き金となる世界経済の先行きの不透明性を反映して縮小傾向にある。しかしながら、とりわけ1990年代前半に大きな拡大があったことを見て取れる。表2は、世界経済における資本の流れの推移を示したものであるが、ポートフォリオ投資が全体に占める割合が流出分で62.5%、流入分で71.3%となっている。このことから資本市場と金融市場の発展が促進された結果、グローバル化による資本移動の増加がもたらされたことがわかる。この状況が、世界各国に資本の流れに対する課税障壁の減少、税制の近代化を促した。これらの改革の多くが、新たなグローバル経済の環境に即した税制に適合する必要性に取り組んでいる。

貿易と投資のグローバル化によって、世界市場での企業間の競争の激化がもたらされる。多国籍企業は世界戦略をかなり発展させ、どこか一つの国との関係が一層、希薄になっている。国際金融市場は、国境を越えるような資本の流れを容易にする形で発展、拡大している。このことが、効率的な資源の配分と利用を作り出し、全世界の社会厚生水準を改善している⁽¹⁾。

貿易や投資のグローバル化は、各国経済に次のような望ましくない影響を与えるかもしれない⁽²⁾。すなわち、企業や個人による租税の支払の最小化や回避と国内での租税政策の展開を利用した新たな機会が、貿易と投資のパターンの歪みを誘発し、世界規模での社会厚生を減少させる。このような機会が、他国の課税ベースを侵食し、租税負担については、可動性の高い経済活動よりも可動性の低い経済活動への重課、所得よりも消費への重課という形に税制を変えるかもしれない。また、累進税率の適用や所得再分配の目的を阻害するかもしれない。

近年、企業活動の活性化のために法人税の税率の引下げが先進各国において一つの潮流となっている。税率は引下げながら、課税ベースについては租税の優遇措置を廃止・縮小させるような形で拡大させているので、税収の大幅な減少は見られていない。先進各国の法人税の税率引下げは、租税が企業にとってコスト要因の一つであり、自国企業の国際競争力の強化という政策的な観点が背景にある。税制も競争する場合の条件を同じものにしなくてはならないという要請からこのような傾向が出てきたということがいえよう。

表1 民間資本投資のフロー（ネット）

（単位：10億ドル）

	1984～1989年	1990～1996年	1997～2002年
全 体	15.2	148.1	66.8
直接投資	12.9	63.1	150.1
ポートフォリオ投資	4.7	54.1	4.8

出所：IMF, *World Economic Outlook* より作成。

表2 対外投資フローの推移

	1976～1980年	1981～1985年	1986～1990年	1991～1995年
流出（単位：10億ドル）				
全 体	65.7	106.9	351.5	582.2
直接投資	41.8	43.8	163.3	218.3
ポートフォリオ投資	23.9	63.1	188.2	363.9
流入（単位：10億ドル）				
全 体	66.4	130.7	389.3	708.0
直接投資	29.9	55.0	148.8	203.0
ポートフォリオ投資	36.5	75.7	240.5	505.0
ポートフォリオ投資の占める割合（％）				
流 出	36.4	59.0	53.5	62.5
流 入	55.0	57.9	61.8	71.3

出所：Tanzi & Zee (1999), p.331 より作成。

自国の利益のために、特定の経済活動にかかる租税負担を引下げることによって、他国から本国へその経済活動を誘致しようというのが租税競争である⁽³⁾。前述した貿易と投資のグローバル化がもたらす望ましくない効果は、租税競争によって拍車がかかるかもしれない。例えば、資本に関する可動性の高い経済活動に関する租税負担を軽くすることで、税制に歪みをもたらすかもしれない。また、各国が居住者と非居住者の扱いを著しく異ならせるかもしれない。このようなことは、特定の産業や特定の納税者のみをターゲットとした優遇措置を設けることで可能になる。こうした優遇措置は、他国の課税ベースを浸食し、税収を減少させるような有害な効果を持つかもしれない。

租税競争が有害であるかどうかについては、地域間の租税競争と国際的な租税競争を区別して考えることが必要となる⁽⁴⁾。地域間の租税競争の問題の分析は国際的な問題の租税競争の分析に応用しても有用である。しかしながら、地域間の問題と国際的な問題の構造の大きな違いは、上位レベルの政府・機関が下位のレベルの政府・機関に対してどれだけの影響力を行使できるのかである。アクターは共に主権を持った政府ということではできるが、地域間の問題であれば、上位に中央政府があるので、中央政府が租税競争によって地域間の税収の偏在や所得分配の悪化がも

たらされたとしても財政調整や行き過ぎた租税競争を止めさせるような措置を講じることで、問題の緩和が国際的な問題と比べれば容易であるといえよう。その一方で、国際的な問題を考えれば、世界政府のような中央政府は国際社会においては存在しない。それに代わるような OECD などの機関は存在するが、租税のような国家の主権に強く関わる問題については、ルールを決めることはできるが、そのルールを遵守させるような強制力は持ち合わせていない。

2. 多国籍企業による租税回避の手段

多国籍企業が行うタックス・プランニングにおいて利用される租税回避スキームは、各国の税制における租税回避防止規定を十分に考慮に入れて企画される必要がある⁽⁵⁾。具体的には、移転価格税制、CFC (Controlled Foreign Corporation) ルールというタックス・ヘイブンを対策税制、トリートィ・ショッピング防止規定や租税条約の乱用防止規定を十分に調査し、否認のリスクがない租税回避スキームが企画されなければならない。租税回避の手段としては、所得移転や内外の租税特別措置の利用が考えられ、租税回避スキームの企画に用いられる。以下では、所得移転や内外の租税特別措置の利用に関して考察を行う。

(1) 所得移転

最近の国際取引の大半は、多国籍企業によるグループ内部取引である。グループ内部の取引においては、取引価格の設定を人為的に操作し、利益または損失の付替えによる所得移転を行い、グループ全体の租税負担を最小化することが計画される。市場において形成される第三者間取引価格に対して、人為的に設定された取引価格が移転価格である。価格設定による所得移転は、次のような形で行われるのが一般的である⁽⁶⁾。相手側への利益の付替えとしての方法であるが、無償譲渡、低廉譲渡、高額譲受によって行われ、相手側への損失の付替えの方法としては無償譲受、低廉譲受、高額譲渡によって行われる。また、棚卸資産以外のグループ内部の資産移転に係わる譲渡収益、譲渡損失をどの企業段階で実現させるかといった形でも行われる。人為的に設定された移転価格を否認し、独立企業間価格を正常な取引の基準として「流出した所得」に対して課税を行うのが移転価格税制である。

所得移転は、時間的な操作を通じて行われるし、空間的な操作を通じても行われる⁽⁷⁾。時間的な操作については、利益の繰延、費用・損失の見込み計上により当期利益の減少を図る形で「所得の帰属年度」を操作する。また、取引を通じて所得の発生地を変更する「所得源泉の変更」のような操作を行ったり、異なる場所に居住する主体へ所得の帰属を変更する「帰属の変更」の操作を行ったりする。これらの操作に関しては、国際的に行われた場合、一国の税収の増減に影響を与えるので、国際的な課税問題を引き起こす。

一般的に、所得移転は高税率国から低税率国へ行われる。高税率国には損失を多く付けるような形で、また低税率国に利益を多く付ける形で租税負担を軽減することが画策される。わが国をはじめ、外国においても譲渡所得については特例が設けられている。有利な扱いが認められる国の譲渡所得になるように取引を仕組むことも可能であり、このような目的を達成するために所得移転を図るケースも少なくない。高税率国であっても、所得の種類によって非課税措置や特別な優遇措置がある国への所得移転がタックス・プランニングにおいて採用されることになる⁽⁸⁾。

移転価格の利用が、所得移転の典型的な手段である。移転価格は国際的な課税問題を生じさせる。具体的には、有形資産の譲渡である輸出入、無形資産の譲渡・使用許諾、有形資産の貸付、人的役務の提供、金銭の貸付といった多国籍企業グループ内のすべての国際取引において生じている。この問題に関する対抗措置が前述した移転価格税制であり、ほとんどの先進国で法制化されている。近年では、製造技術や商標権等の無形資産の使用料、人的役務提供、金融取引に関する移転価格が注目を集めている。

上述したように、所得移転は高税率国から低税率国へ行われるが、タックス・ヘイブンが低税率国の典型である。タックス・プランニングにおいて、タックス・ヘイブンには次の二つの機能があるとされている⁽⁹⁾。第一の機能であるが、タックス・ヘイブンの特定目的会社へ所得移転を行い所得の帰属者を変更した上で、その所得の蓄積を行うことである。第二の機能であるが、所得のパススルーと所得の種類の変更や所得の源泉地の変更などの加工処理を行うことである。また、この二つの機能を組み合わせ、留保所得の親会社への貸付やキャピタルゲインへの転換などにも利用される。

タックス・ヘイブンを利用する租税回避を防止するための制度がタックス・ヘイブン対策税制である。そのシステムであるが、基本的に一定の要素を満たす外国法人を「被支配外国法人 (Controlled Foreign Corporation: CFC)」として、その未分配所得について内国株主がその持株割合に応じてその未分配所得を取得したものとして内国税を課すものである。この制度は、CFC ルールとして次の4つの要素によって骨格を成している⁽¹⁰⁾。①被支配外国法人の定義、②被支配外国法人の所得が帰属するものとして合算課税される内国株主の範囲、③タックス・ヘイブンの定義、④適用除外である。

CFC ルールは、タックス・ヘイブンを利用した国際的租税回避に対抗するための税制の骨格を成すものである。留保された独立の外国法人の所得を内国株主の所得とみなして内国税を課すことにより内国税の回避を規制する強行法である。このような性格上、その適用の要件および基準が明確に定められなければならない。それゆえ逆説的に、その要件や基準に該当しないように配慮すれば、機械的にその適用を回避することが可能となることもある⁽¹¹⁾。

(2) 内外の租税特別措置の利用

多国籍企業が行うタックス・プランニングにおいては、世界規模での事業展開や投資の戦略を企画・実施する上で、租税誘引措置（tax incentives）が積極的に利用される。資本輸出国における海外投資の促進を目的とした措置や資本輸入国における外資導入のための優遇措置がそれにあたる。国際的租税回避に利用されている各国の租税優遇策についての主な特色は以下のようなものが紹介されている。

まず、資本輸出国の優遇策については、①居住地国の課税権の放棄、②源泉ルールによる租税特別措置、③特定企業・企業の租税優遇措置、④タックス・スペアリング・クレジットが主なものとしてあげられる⁽¹²⁾。①居住地国の課税権の放棄については、輸出振興策や海外投資奨励策、自国企業の海外での国際競争力を強化するような政策をとる場合に、一定の要件を定めて国外所得の免税措置がとられることがある。②源泉ルールによる租税特別措置については、国外源泉所得の範囲を広げることで、外国税額控除の適用の際、海外での事業活動や投資活動を優遇でき、上記の政策を達成することが可能になる。③特定企業・産業の租税優遇措置については、経済政策や産業政策において、一定の要件を充たす企業や産業に準備金や特別償却などの租税優遇策を認めるものである。④タックス・スペアリング・クレジットは、租税条約の締結を通じて、特定の国の特定の租税優遇措置や租税条約上の租税の減免に関して現実には納付していないのに外国税額を納付したとみなす制度である。このタックス・スペアリング・クレジットの利用により、自国企業がその特定国への進出することを奨励する租税誘引措置になる。

発展途上国のほとんどは資本輸入国であり、外資や外国技術の導入に積極的である。経済発展のために、産業振興、輸出企業の育成やインフラ整備などの政策を遂行する目的で、様々な租税誘引措置を設け、外国人や外国企業に租税の軽減や免除を与えている。租税負担を全くしない、もしくは非常に軽微な租税負担を謳い外資を引き付けるタックス・ヘイブンのような国や地域も存在する。資本輸入国の租税優遇措置および租税条約を十分に活用することがタックス・プランニングにおいては不可欠になっている⁽¹³⁾。特に、事業展開と投資先の選択、資金チャンネルの設定、利益の償還や再投資の選択に関してこれらを考慮に入れることが重要である。

内外の租税特別措置の利用については、国際的租税回避の観点からのみの議論は妥当性を欠く。なぜなら、その特別措置を提供している国の国家戦略に協力する側面も持ち合わせているからである。とりわけ、多国籍企業のタックス・プランニングにおいては、租税負担の減少させるために、こうした租税特別措置を有効に活用することが計画される。しかしながら、そこで利用されることが考えられるのは、課税ベースの侵食をもたらすような行き過ぎた租税特別措置であるかもしれない。そのような租税特別措置を各国が競って導入すれば、税収が減り、財政が危機的状況に陥るといった弊害が発生するかもしれない。

3. 有害な租税競争と国際的租税回避

前述したように、租税競争は、税制においても競争のための条件を同じにする必要があるとの要請から出てくるという側面があり、すべてが有害であるというわけでない。しかしながら、可動性の高い資本を引き付けることを目的としたような種の租税競争は有害でありうるといえる。すなわち、タックス・ヘイブンをういた脱税を促進するような措置をとったり、外資を導入する目的で行われる租税優遇措置を設けたりするような場合はそれに該当するであろう。これらに関しては、可動性の高い資本に課される実効税率が他の諸国よりも極端に低いために、以下のような6つの弊害を引き起こす⁽¹⁴⁾。

まず第一に、金融投資や間接的にはあるが実物投資に歪みを与える。第二に、税制における公正さを害する。第三に、あらゆる納税者のコンプライアンスを妨げる。第四に、適切な税と公的支出を混合し、均一化することで別の形に作り変える。第五に、労働、資産、消費などの可動性の低い課税ベースに負担の一部が望まれない形でシフトする。第六に、課税庁や納税者の徴税費用や納税の負担を増加させる。

ある国の現行の税制は、他国の課税ベースを侵食するような税制の相互作用を人為的に利用させない形で構築されている。だが、各国の税制にとって有害な効果は、現行の税制の間にミスマッチがあるために生じる。そのようなミスマッチは、一つの国もしくは双方の国の損失として納税者に利用されるかもしれない。そのミスマッチによる望ましくない効果は、一方的措置もしくは二国間の措置によって解決されるかもしれない⁽¹⁵⁾。

OECDの1998年の有害な租税競争に関する報告書では、問題の性格上、一方的措置もしくは二国間の措置の限界を認めており、それに関しては以下の5点が示されている⁽¹⁶⁾。

第一に、管轄権内の課税庁の権限は、有害な租税競争の形態に対抗するためにその能力が制限される。第二に、特定の形態の有害な租税競争の便益を中立化する居住者への課税が、納税者を競争上、不利にするということを信じている国がある。第三に、あらゆる形態の有害な租税競争を監視し、対抗措置を強化する必要性が、そのような租税競争によって不利な影響を受ける国に、事実上、重要な徴税費用を負わせる。第四に、対等ではない一方的措置が納税者の納税費を増加させるかもしれない。第五に、国際的なレベルでの協力活動の必要もまた、有害な税の実務の対象となる活動の高い可動性から明らかである。この文脈と国際的な協力の欠如を考慮すると、有害な租税特別措置を供する国については、それを排除するためのインセンティブをほとんど持たない。なぜなら、これが行われても、特惠的な待遇を与え続ける別の国へ活動を移すだけであるからである。

有害な租税競争は、税制だけでなく、税務執行においても生じることが指摘されている⁽¹⁷⁾。コ

ンプライアンスの低い納税者は、法律上の負担よりもむしろ実効的な税負担を重要視するかもしれない。タックス・ヘイブンが極端に低くない税率を導入したとしても、税務調査を行わないであるとか、租税優遇措置の適用基準を甘くするといったような手段を用いてコンプライアンスの低い個人や企業を引き付けようとするかもしれない。例え税率を変えなくても、執行をいいかげんなものにするだけで同じような効果が得られるのである。

先進諸国の課税ベースの縮小は、公共支出の需要が拡大する状況において、国民に不評な増税に結びつきかねない。このことが、課税ベースの縮小を抑止するための多国間での取り組みを行わせるような政策的なインセンティブを与える根拠になりうる。以上のことから、OECD加盟各国の政府にとっては、有害な租税競争の問題に関してそのアプローチに一層の協力体制を持って取り組むことに同意する動機になることがわかる。有害な租税競争に対するOECDのイニシアティブはそのような多国間での試みの実例である⁽¹⁸⁾。

II. 国際的な資本移動と課税情報の交換

1. 国際的な資本所得課税と情報交換

資本の可動性が高まると、資本所得課税は多大な影響を受ける。海外直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）とポートフォリオ投資（Portfolio Investment: PI）により得られる所得は、両方とも資本所得課税に影響を受けるが、市場の統合や課税庁の課税問題に対する姿勢により、対外直接投資とポートフォリオ投資は受ける影響に差異が出てくる。一般的に、対外直接投資による資本移動は、ポートフォリオ投資による資本移動に比べれば、租税裁定取引にあまり影響を受けない⁽¹⁹⁾。前者は、取引費用が高く、政治的安定やホスト国の天然資源などのような課税に関係しない要素により反応するためである。

多国籍企業は、海外の関連会社を通じた取引を利用した国際的租税回避を計画する。その手段であるが、財やサービスの価格を人為的に設定する移転価格、利子所得が控除可能であることを利用し関連会社に行う貸付、外国源泉所得の控除を利用した課税の繰延への三つが主ものとしてよく知られている⁽²⁰⁾。これらの手段の利用は、外国の関連会社に対する対外直接投資の形で行われる。このような手段を利用した国際的租税回避に対抗するために、各国の課税庁は、移転価格税制や過小資本税制、外国税額控除の利用枠の制限を設けている。

対外直接投資から得られる所得は、投資の対象および受け手のマッチングがしやすい⁽²¹⁾。課税庁間の相互協議で、帳簿に記載されている課税情報を互いにチェックし合う形で情報の交換が行われる。このような情報交換は、対外直接投資に関連する国際的な租税回避や税法の濫用のような問題を解決するための実務上の重要な例証になっている。すなわち、情報交換は、課税情報の

記録の正確性を確かめることを認めたり、潜在的な問題を確認したりするだけでなく、租税条約を結んでいないタックス・ヘイブン国のような第三国へ所得を移すことを発見することを容易にする⁽²²⁾。

ポートフォリオ投資は、経営を目的とした対外直接投資とは異なり、利子や配当を得ることを目的とした投資である。前述のように、ポートフォリオ投資による資本移動は、対外直接投資に比べると租税制度の違いを利用する租税裁定取引に影響を受ける。ポートフォリオ投資は、対外直接投資と比べると容易に課税の網を回避しやすい。近年、このような傾向は、①情報通信技術革新、②金融取引の革新、③有害な国際的租税競争により加速している⁽²³⁾。

多国籍企業のタックス・プランニングにおいて、租税回避を目的としたスキームがタックスシェルターとして利用される。情報通信技術や金融のグローバルトレーディングにより、投資の対象をより広い形で分散し、複雑な取引を行うことが可能になった。また、オフショア金融センターやタックス・ヘイブンへの資金の移転が容易になった。このようなことが可能になったことで、租税回避を目的としたスキームを構築することが容易になり、そうしたスキームがタックスシェルターとして販売されることで、課税ベースの浸食が誘発されるかもしれない。

ポートフォリオ投資の場合、問題となるのは、源泉地のポートフォリオ投資家の利用可能である情報が、居住地のポートフォリオ投資家の情報と適合しない、もしくは十分に確認できないことである⁽²⁴⁾。ポートフォリオ投資は、金融資産や実物資産に投資して収益をあげることを目的としている。租税回避のスキームを構築する際、いかにして課税されないか、もしくは課税を繰り延べるかが考慮される。そこで、ポートフォリオ投資を目的とした投資商品の利用も、このような考慮の選択肢に入れられるであろう。不特定多数の個人や企業が参加する信託などの形態がとられていれば、源泉地と居住地のポートフォリオ投資家の利用可能である情報が確認しにくいという状況が出てくる。

2. 国際課税と情報交換

今日、多くの国々が採用している国際課税制度は、絶えず拡大する二国間の租税条約のネットワークによって強化されている⁽²⁵⁾。国際課税制度は、居住者原則と源泉地原則という二つの原則が混在しているシステムであり、その結果生じる二重課税を租税条約によって排除することを通常、第一の目的とする。その情報交換の枠組みは、二国間または多国間の合意によって決定が行われる。しかしながら、そこで用いられる救済措置は国内税法で一方的に行われることが多々ある。国際課税の問題としての有害な租税競争を解決するための情報交換の枠組みは、一方的もしくは二国間でのアプローチでは十分ではないといえる⁽²⁶⁾。

課税ベースの浸食を伴う有害な租税競争については、OECDの「有害な租税競争」の報告書

ではタックス・ヘイブンについて、また税制において有害な租税特別措置を持つ国について異なったアプローチを採用している⁽²⁷⁾。タックス・ヘイブンは、可動性の高い資本に対して税率をゼロにするかまたは極端に低くして、それを引き付けようとする税制を持つ国や地域とされている。また、税制において有害な租税特別措置を持つ国については、税制は「普通」であるが、単に資本を誘引するような措置をとっているとしている。このように、税制における目的の違いで扱いの違いを判断している。違いを判断するかしないかは、課税ベースの浸食を続けることと税の公平を害することの両方で議論できる。

タックス・ヘイブンを見分けるための要素として報告書では次の4つをあげている⁽²⁸⁾。①全く税を課さないもしくは極端に低い実効税率を適用する。②効率的な情報交換の制度が欠如している。③税制の透明性が欠如している。④実質的な活動がない。

また、有害な租税特別措置を見分けるための要素として報告書では、①全く税を課さないもしくは極端に低い実効税率を適用、②税制の「囲い込み」、③効率的な情報交換制度の欠如、④税制の透明性の欠如といった4つの鍵となる要素の他に、次の8つの要素をあげている⁽²⁹⁾。すなわち、①課税ベースの人為的な侵食、②国際的な移転価格に関するルールが忠実に守られていない、③外国源泉の所得の控除、④税率と課税ベースの決定が交渉可能、⑤秘匿規程の存在、⑥租税条約のネットワークへの幅広いアクセス、⑦租税支払最小化のメカニズムの促進、⑧納税を完全に引き延ばす計画の促進である。

タックス・ヘイブンと有害な租税特別措置は、ともに課税ベースの浸食をもたらすものである。課税ベースの浸食を防止するためには、各国の課税庁による課税情報の交換の必要がある。その枠組みについては、前述したように、一方的もしくは二国間でのアプローチでは十分な効果は得られないであろう。OECDにおける有害な租税競争の議論は、国際税制における透明性の確保と効率的な情報交換を行うための多国間での税務執行の協力体制の確立を模索することを目的としていると考えられる。

むすびにかえて

以上のように、本稿では、まず「有害な租税競争」の議論を検討し、多国籍企業の国際的租税回避の手段を整理して、それに対する対抗策の考察を行った。次に、国際的な資本所得課税について対外直接投資所得とポートフォリオ投資所得を比較しながら投資所得に関する課税情報の交換の役割を明らかにし、課税庁間での課税情報の交換の枠組みに関して、従来の一方向的措置や二国間措置による枠組みでは限界があるので、多国間での税務執行の協力体制の確立が必要であることを検討した。

多国籍企業は、租税負担の最小化を図る目的でタックス・プランニングを行う。タックス・プランニングにおいて、国際的な租税回避を目的として、タックス・ヘイブンへの所得移転や租税特別措置が利用される。タックス・ヘイブンへの所得移転や租税特別措置は、所得税や法人税の課税ベースの浸食をともなうものである。各国が競ってこうした措置を導入すれば、他国の税収を脅かすばかりか、財政危機をもたらしかねない。そこで、OECDにおいて、タックス・ヘイブンと租税特別措置を対象として有害な租税競争の議論が行われ、その撤廃に関するアプローチが検討されている。しかしながら、何を以て「有害な」措置とするかについては単純な問題でないことが指摘されている⁽³⁰⁾。

タックス・プランニングにおいて選択される投資戦略は、企業内貿易の形態をとる対外直接投資やポートフォリオ投資を利用して行われる。対外直接投資から得られる所得は、比較的、課税庁間の情報交換が行いやすい。それに対して、国境を越えるようなポートフォリオ投資から得られる所得については、その所得の流れを把握することが困難である。そこで、課税庁間の情報交換が重要になる。こうした情報交換は、従来の一方的措置や二国間措置による枠組みでは限界がある。そのため、多国間での税務執行の協力体制の確立が、透明性のある国際税制の確保を図り、効率的な情報交換を行う上で必要であると考えられる。

《注》

- (1) OECD (1998), p. 14.
- (2) *ibid.*, p. 14.
- (3) 渡辺智之 (2000), 55 頁。
- (4) 同上書, 71-2 頁。
- (5) 本庄 (2002), 336 頁。
- (6) 同上書, 337 頁。
- (7) 同上書, 338 頁。
- (8) 同上書, 337 頁。
- (9) 同上書, 342 頁。
- (10) 同上書, 344 頁。
- (11) 詳細については、本庄 (2002), 345-50 頁を参照されたい。
- (12) 本庄 (2002), 351-52 頁。
- (13) 同上書, 352 頁。
- (14) OECD (1998), p. 16.
- (15) *ibid.*, p. 15.
- (16) Toumi, Marika (2002), p. 93.
- (17) 渡辺智之 (2000), 74 頁。
- (18) Toumi (2002), p. 93.
- (19) Tanzi, Vito and Zee, Howell H. (1999), p. 326.
- (20) *ibid.*, p. 327.

- (21) Tanzi and Zee (1999), p. 326.
- (22) *ibid.*, p. 327.
- (23) *ibid.*, p. 328.
- (24) *ibid.*, p. 328.
- (25) *ibid.*, p. 322.
- (26) Toumi (2002), p. 94.
- (27) OECD (1998), p. 19.
- (28) *ibid.*, p. 22.
- (29) *ibid.*, pp. 26-34.
- (30) 本庄 (2002), 352 頁。

参考文献

- 本庄 資 (2002) 『国際的租税回避—基礎研究』 税務経理協会。
- 渡辺智之 (2001) 『インターネットと課税システム』 東洋経済新報社。
- OECD (1998) *Harmful Tax Competition—An Emerging Global Issue*.
- Tanzi, Vito and Zee, Howell, H. (1999) “Taxation in a Borderless World: The Role of Information Exchange”, Lindencrona, Gustaf, Lodin, Sven-Olof and Wiman, Bertil ed., *International Studies in Taxation: Law and Economics*, Kluwer Law International.
- Toumi, Marika (2002) “Anti-Avoidance and Harmful Tax Competition: From Unilateral to Multinational Strategies?”, Laymer, Andrew and Hasseldine, John ed., *The International Taxation System*, Kulwer Academic Publisher.